

保護者の皆様

IT 資産管理に関する誓約書提出の依頼について

日本大学 理工学部 数学科
栗野 俊一¹

1 IT 資産管理の必要性

インターネットの普及に伴い、ソフトウェアの不正コピーや不正利用が、大きな社会問題となっています。これを防ぐために、不正にコピーされたソフトウェアの利用に対して、刑罰が適用されたり、賠償が請求される事も増えて参りました。

大学でも、教育機関として、このようなソフトウェアの不正利用を、自ら防ぐ努力をすると共に、学生の皆様に、その様な不正利用はしないよう指導を行って参りました。

そして、このような活動の一貫として、学内での IT 資産管理の制度化やシステム化を行い運用しております。

2 IT 資産管理の対象

この IT 資産管理は、大学が資産として保有する全てのパーソナルコンピュータ (以下、単に PC) に適用され、その PC 上で利用されるソフトウェアが合法であるかどうかを調査、確認し、もし、合法性が確認できない場合は、可及速やかに、その利用を停止し、ソフトウェア利用の健全化を図る事を目的に行われます。

また、この管理責任は、管理対象となる大学の資産となる PC を管理する全ての管理者に課せられ、大学の教職員はもとより、学生の皆さんにも及ぶことになっております。

すなわち、学生であっても、何らかの理由で、大学の資産となる PC に対して、ソフトウェアのインストールを行うのであれば、そのインストール作業に伴う管理責任を負うことになります。

3 数学科が貸与する Note-PC

数学科では、本学科に入学して頂いた学生の方々に、学習の補助を目的に、一人一台の Note-PC を、それぞれ貸与しております。

この Note-PC は、大学で購入し、大学から学生に貸与する形になっておりますが、このような形にすることにより、大学全体にライセンスされたソフトウェア (Mathematica / MS-Office) が、この Note-PC で利用できるようになっております。

しかし、その一方、大学の資産として扱われるため、その Note-PC の管理が問題となります。そして、数学科から貸与された Note-PC の管理者は、その貸与を受けた学生自身となるわけです。

本来ならば、数学科で購入した物であり、数学科の財産である以上、その管理責任は、数学科で担うべきものではありませんが、学生一人一人に貸与するという形式を取る以上、貸与された学生の皆様の協力なしには、その責を全うできません。

¹kurino@math.cst.nihon-u.ac.jp

また、教育的な観点や、Note-PC の利便性の観点からも、学生自身が積極的に、この Note-PC へ、新しいソフトウェアをインストールし、管理、運用する事が望ましいと考えております。

4 保護者の皆様へのお願い

そこで保護者の皆様にも、是非、上記の主旨を御理解して頂き、Note-PC 管理の徹底と、管理責任の一翼を担って頂きたいとお願いすると同時に、大変失礼ではございますが、貸与した Note-PC の管理を行うという協同責任に関する誓約書²の御提出を、お願い致したいという次第でございます。

もちろん、大学でも、ソフトウェアの不正利用を行わないように十分に指導し、これまで以上に、適正化のための努力を致す所存にございます。

なお、誓約書を御提出頂けない場合は、貸与した Note-PC を一旦、返却して頂き、必要に応じて、随時貸しを行う形式になるかと思えます。

以上、どうか、ご理解とご協力をお願い致します。

5 質問連絡窓口

この件に関する、ご質問、ご要望の連絡は、以下の担当者までお送りください。

(担当者) 栗野 俊一 (くりの しゅんいち)

(e-mail) kurino@math.cst.nihon-u.ac.jp

(Tel) 03-3259-0864³

(Web) <http://edu-gw2.math.cst.nihon-u.ac.jp/~kurino/>

以上

²「誓約書(提出用)」の内容に目を通した上で、署名捺印を行い、提出をお願い致します。「誓約書(控)」の方は、御手許で内容の確認のために、ご利用ください。

³この電話は、研究室の電話番号ですが、不在となる可能性が高いので、是非、e-mail でのご連絡をお願い致します。